

2018（平成30）年11月27日

法務省矯正局長 殿

札幌弁護士会

会 長 八 木 宏 樹

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 小笠原 至

当会は、申立人■■■■氏（以下「申立人」という。）からの人権救済申立について、当会人権擁護委員会（以下「当委員会」という。）の調査結果に基づき、以下のとおり要望する。

要望の趣旨

平成19年5月30日付けの「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」（矯成3347矯正局長依命通達）において法務省矯正局長が定めた優遇区分の評価に関する基準により、受刑者に収容される刑事収容施設の違いによる不合理な不平等を生じさせているところ、当弁護士会は、法務省矯正局長に対し、受刑者間の平等を図るべく現在の基準を廃止し、受刑者の特性に応じた適切な基準に変更するよう要望する。

なお、基準を変更する際には、優遇措置の制度趣旨の実現に十分に配慮されたい。

要望の理由要旨

目次

第1 申立ての概要及び調査の経過.....	3
1 申立ての趣旨.....	3
2 各刑事収容施設の回答.....	3
3 法務省矯正局長に対する照会.....	3
第2 前提事実.....	3
1 関係法規.....	3
(1) 優遇区分に関する法規・通達.....	3
(2) 優遇措置の制定の経緯・趣旨.....	3
(3) 優遇措置評価事項（平成18年5月23日矯成訓3323法務大臣訓令）.....	4
(4) 優遇措置評価基準（平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達）.....	4
2 収容施設間の基準差.....	5
(1) 刑事収容施設ごとの基準.....	5
(2) 刑事収容施設ごとの基準差の程度.....	5
3 各収容施設が受け入れ対象としている処遇指標.....	6
4 受刑者との関係での収容施設の選択基準.....	8
5 法務省矯正局における施設間の基準に関する調査実態.....	8
第3 当会の判断.....	8
1 問題の所在.....	8
2 施設間の基準差に関する法務省矯正局矯正課長の意見.....	8
(1) 法務省矯成第2763号平成29年10月5日付回答.....	8
(2) 法務省矯成第133号平成30年1月17日付回答.....	9
3 検討—人権侵害性の判断.....	9
4 人権救済の必要性.....	11
5 結論.....	12
参考資料1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 条文抜粋.....	13
参考資料2 札幌刑務所 受刑者所内生活心得.....	15
参考資料3 平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達 抜粋.....	16

第1 申立ての概要及び調査の経過

1 申立ての趣旨

申立人による人権救済申し立ての趣旨は以下のとおりである。

札幌刑務所における優遇区分の評価基準が、他の地域に比べて厳格であることが人権侵害にあたる。具体的には、無懲罰期間の長さにより得られる評価基準の点数について、同じ点数を得るのにも、札幌刑務所では他の刑務所より長期間無懲罰であることを要するといった点で札幌刑務所の優遇区分の指定は、他の地域より受刑者にとって厳しい内容になっている。

2 各刑事収容施設の回答

当弁護士会は、札幌刑務所を含む合計82か所の刑務所、刑務支所、拘置所、拘置支所等の刑事収容施設に対し、当該施設における優遇区分の評価基準について照会を行い、上記のうち78か所の施設からこれに対する回答を得た（内3施設回答無し。1施設が回答拒否）。

3 法務省矯正局長に対する照会

平成28年9月29日付、平成29年8月24日付、同年12月1日付で、申立の趣旨に関連する事情について照会を行い、それぞれ平成28年10月25日付、平成29年10月5日付、平成30年1月17日付で法務省矯正局成人矯正課長より回答があった。

第2 前提事実

1 関係法規

(1) 優遇区分に関する法規・通達

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第89条において、「刑事施設の長は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、次に掲げる処遇について、法務省令で定めるところにより、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずる」ものと定め、これを受けて刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第54条において、第1類から第4類までの優遇区分に応じた優遇内容の下限を定めている。そして、札幌刑務所では、同規則の下限の内容を採用している。^{1,2}

(2) 優遇措置の制定の経緯・趣旨

優遇措置制度の趣旨は、報奨制度により受刑者の改善更生の意欲を喚起する

¹ 参考資料1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 条文抜粋

² 参考資料2 札幌刑務所 受刑者所内生活心得 抜粋

点にあり、行刑累進処遇令（昭和8年司法省令第35号，平成18年廃止）下の累進処遇制度において問題視された点を踏まえて制定されたものである。

（3）優遇措置評価事項（平成18年5月23日矯成訓3323法務大臣訓令）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第54条で定める優遇区分の指定につき，平成18年5月23日付「受刑者の優遇措置に関する訓令」（矯成訓3323法務大臣訓令）において，優遇措置を適正に行うための必要な事項が定められている。

（4）優遇措置評価基準（平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達）

ア 本件で問題となる平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達

平成18年5月23日矯成訓3323法務大臣訓令を受けて，平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達は，同訓令の運用について詳細に定めた。

本件と関連する部分としては，上記通達2項³において，優遇区分の指定及びその指定の変更について，受刑態度や懲罰の有無に応じた点数制の評価基準を設け，評価方法についても優遇措置評価基準を詳細に定めている。

そして，これらの点数の評価基準については，通達別紙優遇措置評価基準表に詳細に定められており，「日常生活等の態度」，「賞罰の状況」，「作業への取組状況」，「各種指導への取組状況」，「資格の取得状況」の各評価事項において，点数が加算されていく仕組みとなっている。

ここで，同通達別紙優遇措置評価基準表の「評価事項」の「日常生活等の態度」の中には，「①懲罰を科されていない期間が各施設の定める期間を超えている者について，評価期間中，懲罰を科されないまま経過（各施設において定める基準に応じて，1点～3点の点数を付与する。）」というものがあるが（以下「日常生活等の態度」の加点基準①」という。），上記1点～3点の点数の評価方法については同通達において具体的な指示が無く，下線部のとおり，各施設の定める基準に委ねられている。

このため，受刑者にとってはこの下線部の基準の違いにより，同じ受刑態度でも収容施設の違いによって，どの優遇区分に指定されるか異なる場合が生じうることになる。

イ 依命通達の改正

上記「日常生活等の態度」の加点基準①は，優遇措置制度の導入当初，全国統一の基準を定めていたが，制度の運用状況等を踏まえ，収容する受刑者の処遇指

³ 参考資料3 平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達 抜粋

標や行状、平均収容期間など、各刑事施設の実情に応じて基準を定めることができるよう平成19年8月6日法務省矯成第4671号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」の一部改正について」により、同年5月30日付法務省矯成第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」を一部改正した。

改正前の基準は、「懲罰を科されていない期間が2年以上の者が、評価期間中、良好な生活態度を保持」に該当する者は3点、「懲罰を科されていない期間が1年以上2年未満の者が、評価期間中、良好な生活態度を保持」に該当する者は2点を加味することとしていた。

(平成29年10月5日付及び平成30年1月17日付法務省矯正局成人矯正課長の回答より)

2 収容施設間の基準差

(1) 刑事収容施設ごとの基準

既述のとおり、「日常生活等の態度」の加点基準①の「基準」について、現在までに、78か所の刑事収容施設より回答を得たが、かかる基準は施設ごとに異なっていることが判明した。

(2) 刑事収容施設ごとの基準差の程度

ア 処遇指標に着目した基準差

刑事収容施設ごとに基準差が生じているが、人権侵害性を検討するにあたり、どの程度の差が生じているかは重要な判断要素になるので、この点について整理しておく。

また、法務省矯正局成人矯正課より、基準差を設けている理由は、施設ごとの事情に応じる必要があるという趣旨の回答がなされているので、同一の処遇指標を受け入れる収容施設間での基準差を整理することにした。ここでは、受け入れ対象としている収容施設が多い処遇指標である同A及びBを受け入れ対象としている収容施設を比較した。

イ 差の程度 ※施設名を「甲～己」としています。

(ア) 処遇指標Aの受刑者を受け入れ対象としている施設

甲拘置所と乙刑務所で最大の差が生じており、年数差は下記のとおりになる。

甲拘置所と乙刑務所の比較

1点取得の年数差	1年9カ月
----------	-------

2点取得の年数差	3年半
3点取得の年数差	5年3カ月

施設の種別を統一する観点から刑務所のみで比較した場合に、最大の差は下記のとおりになる。

丙刑務所等と乙刑務所の比較

1点取得の年数差	1年6月
2点取得の年数差	丙刑務所は2点無し。
3点取得の年数差	5年

(イ) 処遇指標Bの受刑者を受け入れ対象としている施設

処遇指標Bの受刑者を収容対象としている施設のうち、最大の点数差は下記のとおりになる。

丁刑務所等と戊刑務所の比較

1点取得の年数差	同じ
2点取得の年数差	2年
3点取得の年数差	5年半

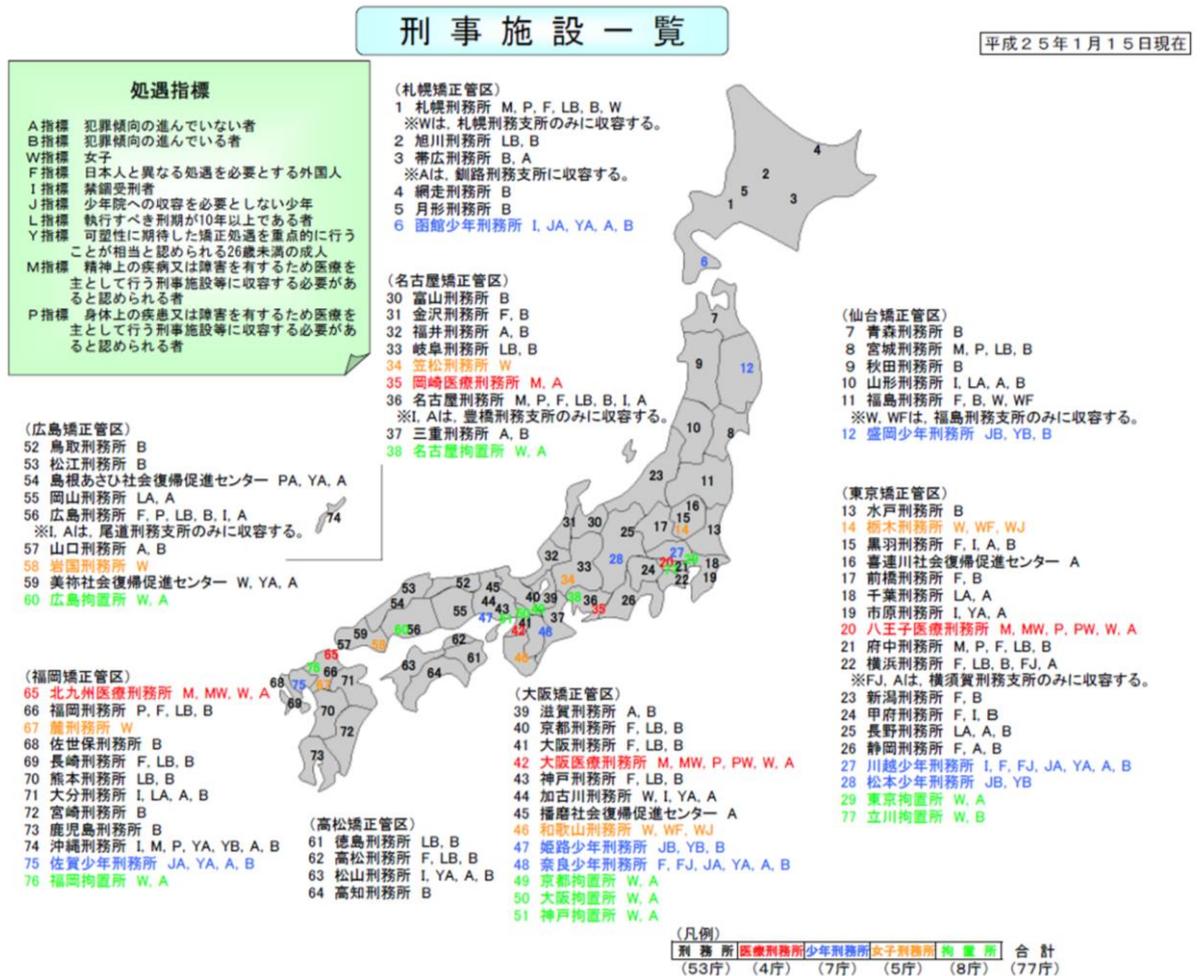
丁刑務所等と己刑務所の比較

1点取得の年数差	2年半
2点取得の年数差	3年
3点取得の年数差	3年半

3 各収容施設が受け入れ対象としている処遇指標

全国の収容施設において受け入れ対象としている処遇指標は以下のとおりである。

下記図は法務省ホームページより引用



処遇指標に関し、平成29年10月5日時点において、平成25年1月15日から下記の点の変更されている。

- (1) 名古屋刑務所 M, P, F, LB, B, W, A
 (W, Aは、豊橋刑務支所のみに収容)
 - (2) 三重刑務所 I, A, B
 - (3) 加古川刑務所 W, I, JA, YA, A
 - (4) 姫路少年刑務所 FJ, JB, YB, B
 - (5) 奈良少年刑務所 廃庁
 - (6) 島根あさひ社会復帰促進センター YA, A
 - (7) 松山刑務所 I, YA, A, B, W
- (法務省矯成第2763号 平成29年10月5日付回答より)

4 受刑者との関係での収容施設の選択基準

新たに刑が確定して刑事収容施設に入所した受刑者は、収容された拘置所等において行われる処遇調査の結果に基づき、指定された処遇指標に該当する刑事施設に移送される場所、移送先施設は、原則として収容されている拘置所等と管轄を同じくする矯正管区内の刑事施設の中から指定されるが、収容人員や当該受刑者の性向等、様々な事情を勘案して他の矯正管区内の刑事施設が指定されることもある（法務省矯成第133号平成30年1月17日付回答）。

5 法務省矯正局における施設間の基準に関する調査実態

法務省矯正局においては、刑事収容施設間の「日常生活等の態度」の加点基準①の運用について網羅的な調査を実施していない。

第3 当会の判断

1 問題の所在

「日常生活等の態度」の加点基準①が、「各施設において定める基準に応じて、1点～3点の点数を付与する。」としているところ、各施設に基準を委任することにより、各刑事収容施設の優遇区分の評価基準が異なる現状となっている。

かかる差が生じている点について、平等原則違反として人権侵害になるかが問題になる。

2 施設間の基準差に関する法務省矯正局矯正課長の意見

(1) 法務省矯成第2763号平成29年10月5日付回答

当委員会より、平成29年8月24日付で法務省矯正局長宛に、今回の調査で照会をした刑事収容施設の全ての回答書を添付した上で、本件基準差にかかる問題意識について下記の照会をしたところ、以下の回答がなされた。

(照会の要旨)

優遇区分の指定において刑務所によって差が生じうることは通達の制定当初から想定されていたと思料されるが、かかる差が生じうるのに、評価基準を各刑務所の裁量に委ねた必要性ないし理由をご教示いただきたい。

(回答の要旨)

同一の処遇指標の施設において、前記基準に差異があることに関しては、施設ごとに現実に収容される受刑者の問題性などが異なることを考慮する必要があり、単純な比較は相当ではないと考えている（法務省矯成第2763号平成29年10月5日付回答）。

(2) 法務省矯成第133号平成30年1月17日付回答

当委員会より、平成29年12月1日付で法務省矯正局成人矯正課長宛に下記の照会をしたところ、これに対し同課長より下記の回答がなされた。

(照会の要旨)

当会の調査によれば、施設間に相当程度の不均衡が生じているようです。

こうした施設間での処遇の不均衡が生じていることにつき、「施設ごとに現実に収容される受刑者の問題性が異なる」からやむを得ないとお考えなのか、それとも、何らかの不均衡是正措置(例えば、優遇措置評価表の「日常生活等の態度」にかかる評価事項につき、「懲罰を科されていない期間が各施設の定める期間を超えている者について、評価期間中、懲罰を科されないまま経過(各施設において定める基準に応じて、1点～3点の点数を付与する。)」の下線部分を、施設毎ではなく、同一の処遇指標ごとに共通の基準に変更する等の措置を検討されるご用意があるのかどうか、ご教示願います。

(回答の要旨)

同一の処遇指標の刑事施設であっても、施設ごとに現実に収容される受刑者の問題性などが異なることから、各施設の実情に応じて基準が定められた結果として、同一の処遇指標の刑事施設間において「日常生活等の態度」の加点基準①の運用に差異が生じたとしても、このことに問題があるとは考えていない(法務省矯成第133号平成30年1月17日付回答)。

3 検討—人権侵害性の判断

(1) 収容施設ごとの基準差を設ける必要性・合理性

法務省矯正局成人矯正課長の回答によると、「日常生活等の態度」の加点基準①につき、全国統一の基準を廃して現行の基準としたのは、収容施設ごとに、現実に収容される受刑者の問題性などが異なることから、各施設の実情に応じて基準を定める必要があるためということである。

施設ごとの実情に応じる必要があるという点について、法務省矯正局矯正課長からは具体的な説明が無かったが、刑期が短期の収容者と刑期が長期の収容者との間で同一の基準とすることは、優遇措置の制度趣旨にそぐわないということはいえるかもしれない。例えば、無懲罰の期間に応じて一律の基準を設けた場合、短期収容者にとって魅力的な内容とするためには、短期収容者の収容期間中にある程度の点数を付与するべきことになるので、比較的短期間に点数を加算させる基準にすることが求められる。しかし、そうした基準とした場合、他方で長期の収容者との関係では、自身の収容期間と相対的に見た場合に短期間に

最高点を取得しうるため、長期にわたる無懲罰を目指す意欲を削がれることになる。逆に、長期の収容者に長期間にわたる無懲罰を目指すことを意図し、点数の獲得のために長期間の無懲罰を要求すると、短期収容者によっては収容期間中に点数を獲得し得ないことになるので、無懲罰の維持を目指す理由が無くなる。このように、全国統一の基準を設けた場合、全ての受刑者に改善更生の意欲を喚起することが困難になるため、受刑者の実情に応じた基準を設ける必要性合理性があるという見解はあり得る。

しかし、受刑者の状況に応じた基準を設けること自体は合理性が認められるとしても、現行基準では、収容施設の施設長に基準設定を委任した結果、受刑者の状況に応じたものではなく、収容施設ごとに異なる基準となっている（処遇指標や刑期に応じた基準を設けた刑務所はわずかであり例外的である）。

確かに、収容施設ごとに処遇指標の受け入れ対象は異なっており、その点からすると収容される受刑者の傾向も異なると言いうるかもしれない。しかし、多くの収容施設は複数の処遇指標の受刑者を受け入れ対象としているので、収容施設ごとに全ての受刑者に当てはまる傾向があるとは言えない。個々の受刑者に着目した場合、特に処遇指標AやBなどの収容先の多い処遇指標の受刑者の場合、収容施設の収容状況等の偶発的要素により収容先が決まることも相当程度あるものと考えられる。そうすると、収容施設の施設長に基準設定を委任した結果、受刑者単位ではなく、収容施設単位で異なる基準を設けることになる現行の基準は、優遇措置の趣旨を実現する上で、必要性及び合理性を欠くと思われる。

（2）現行基準の相当性

法務省矯正局矯正課長の回答によると、受刑者の移送先施設は、原則として収容されている拘置所等と管轄を同じくする矯正管区内の刑事施設の中から指定されるが、他の矯正管区内の刑事施設が指定されることもあるということである。この点、管轄外の拘置所から札幌矯正管区内の収容施設に収容される受刑者がいることは当委員会において業務上把握しているところであるから、受刑者は、その処遇指標を受け入れ対象としている収容施設のいずれにも収容される可能性があるという前提で検討するべきである。

そうした前提で見た場合、既述のとおり、処遇指標Aの受刑者を受け入れ対象としている施設において、3点の取得に要する年数の差は5年となっており、基準差が非常に大きい。

また、処遇指標Bの受刑者を受け入れ対象としている施設間の2点取得に要する年数差が2年、3点取得に要する年数差が5年半となっており、別の施設間での1点取得に要する年数差が2年半、2点取得に要する年数差が3年、3点取得に要する年数差が3年半となっており、この点の基準差も非常に大きい。

優遇区分における優遇措置は刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第54条により全国一律定められている一方で、上記基準差により、収容された施設の違いによって、同じ処遇指標、同じ刑期、同じ受刑態度であっても結果として異なる優遇区分になることが起こり得る。これにより許容される面会の回数や通信の発信数等が異なってくるころ、自由を制約された受刑者にとっては、どの優遇区分に指定されるかは、重大な関心事であるといえる。特に、優遇事項である外部との面会や通信の発信をする権利は、憲法13条、21条等で保障されている表現の自由や幸福追求権の中に包含されるであろう他者と交流する権利といった重要な人権に直結するものであって、受刑者間での公平性が厳格に求められるものであるといえる。

かかる重大な事柄につき、自身の刑罰や事情といった特性と関わりの無い、収容される施設の違いによって、同じ処遇指標、同じ受刑態度でも待遇が異なるというのでは、受刑者に不公平感を生じさせるのは無理からぬことである。

これを解消させるために、一部の施設が受刑者の処遇指標や刑期に応じて異なる基準を設けているように、例えば、受刑者の処遇指標や刑期といった全国統一の分類に応じて統一的な基準を設けることも運用上可能であると思われる。

また、仮に施設に基準設定を委ねることに合理性が認められるとしても、施設間の不平等が生じないように法務省矯正局において施設の基準を把握し、適宜指導を実施すべきであるが、このような調査ないし指導は現在行われていない。

このように、現行の通達内容（「日常生活等の態度」の加点基準①）のもとでの、各収容施設の基準差は、同じ処遇指標を受け入れ対象としている収容施設ごとと比較しても、基準の差が相当大きいこと、その差による受刑者の不利益が大きいこと、かかる不平等の無い基準を設けることが可能であると思われること、法務省矯正局において施設間の不平等を回避する措置を何ら講じていないこと等からすると、相当性は認められない。

(3) したがって、現状を前提にすると、平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達の「日常生活等の態度」の加点基準①は、合理性相当性を欠き、平等原則に反しており、受刑者の人権侵害となる可能性が高いといえる。

4 人権救済の必要性

法務省矯正局は、収容施設の基準の実情を網羅的に調査及び把握をしておらず、収容施設に基準設定の内容を完全に委ねていることから、収容施設間の基準の均衡や平等を図る措置が一切講じられていない。

また、法務省矯正局が現状の施設間の基準差を踏まえても、問題が無いと回答していることからすると、将来的に同局が調査を開始し、平成19年5月30日

矯成3347矯正局長依命通達を変更することも期待できない。

それゆえに、上記の人権侵害となりうる状態は今後も継続する可能性が高く、人権救済の必要性がある。

5 結論

以上のとおり、平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達の「日常生活等の態度」の加点基準①は、平等原則に反しており、受刑者の人権を侵害している可能性が高く、また今後、法務省矯正局によりこの状態が解消される見込みがない。

そこで、当会は、法務省矯正局長に対し、現行の収容施設単位という不合理な基準により各受刑者の処遇差が生じている現状を改め、処遇指標や刑期等の受刑者の特性に応じた合理的な基準に変更するよう要望するものである。

また、「日常生活等の態度」の加点基準①を変更する際、単に平等原則が実現しさえすれば良いということではなく、優遇措置の制度趣旨の実現にも配慮したうえで、現行の運用からの変更に伴う受刑者への影響を十分に考慮される必要があることも付言したい。たとえば、現行基準のもと、比較的緩やかな基準を設定している収容施設における受刑者との関係で、極端に厳格な基準に変更されることになる場合には、それまで更生に向けて努力をしていた受刑者の更生意欲を削ぐことは明らかである。このため、基準の変更時には、現在の各収容施設の運用よりも厳格な基準に設定することは慎重であるべきであるし、仮に全国統一の基準等を設けることで、一部の受刑者において現在の運用よりも厳格な基準の適用がなされることが想定される場合には、それらの受刑者の心情に配慮した経過措置を設ける等の配慮がなされるべきである。

以上

参考資料 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 条文抜粋

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（優遇措置）

第八十九条 刑事施設の長は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、次に掲げる処遇について、法務省令で定めるところにより、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずるものとする。

- 一 第四十条第二項の規定により物品を貸与し、又は支給すること。
- 二 第四十一条第一項の規定により自弁の物品の使用又は摂取を許すこと。
- 三 第百十一条の面会をすることができる時間又は回数を定めること。
- 四 その他法務省令で定める処遇

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第54条（処遇内容）

第五十四条 第一類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。

- 一 法第四十条第二項の規定により、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品を貸与し、又は一月に一回以上、嗜好品を支給すること。
- 二 法第四十一条第一項の規定により、寝衣、室内装飾品、サンダル、座布団及び余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品について、自弁のものを使用を許すこと。
- 三 法第四十一条第一項の規定により、食料品及び飲料について一月に一回以上、嗜好品について一月に二回以上、自弁のもの摂取を許すこと。
- 四 面会をすることができる時間を第一類の優遇区分に指定されている受刑者以外の受刑者が面会をすることができる時間のおおむね二倍に定めること。
- 五 面会をすることができる回数を一月につき七回以上に定めること。
- 六 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき十通以上に定めること。
- 七 刑事施設の長が第一類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの

2 第二類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。

- 一 法第四十一条第一項の規定により、室内装飾品、サンダル及び座布団について、自弁のものを使用を許すこと。
- 二 法第四十一条第一項の規定により、嗜好品について、一月に二回以上、自弁のもの摂取を許すこと。
- 三 面会をすることができる回数を一月につき五回以上に定めること。
- 四 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき七通以上に定めること。
- 五 刑事施設の長が第二類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定

めるもの

3 第三類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。

一 法第四十一条第一項の規定により、室内装飾品、サンダル及び座布団について、自弁のものの使用を許すこと。

二 法第四十一条第一項の規定により、嗜好品について、一月に一回以上、自弁のものの摂取を許すこと。

三 面会をすることができる回数を一月につき三回以上に定めること。

四 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき五通以上に定めること。

五 刑事施設の長が第三類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの

4 第四類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。

一 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき五通以上に定めること。

二 刑事施設の長が第四類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの

参考資料 2 札幌刑務所 受刑者所内生活心得

(3) 優遇区分の效果

		第1類 (ユ-1)	第2類 (ユ-2)	第3類 (ユ-3)	第4類 (ユ-4)	第5類 (ユ-5)
バッジの粹色		緑	赤	青	黄	白
室内装飾品等の貸与		実施	対象外	対象外	対象外	対象外
優遇措置の自弁使用	寝衣, 室内装飾品, サングラ及びごらくひん	寝衣, 室内装飾品, サングラ, 座布団及びごらくひん	室内装飾品, サングラ及び座布団	室内装飾品, サングラ及び座布団	対象外	対象外
	嗜好品	毎月2回	毎月2回	毎月1回	対象外	対象外
	食料品及び飲料	毎月1回	対象外	対象外	対象外	対象外
面会時間		通常の2倍	通常	通常	通常	通常
面会の回数		月7回	月5回	月3回	月2回	月2回
信書の発信数		月10通	月7通	月5通	月5通	月4通

参考資料3 平成19年5月30日矯成3347矯正局長依命通達 抜粋

2 優遇区分の指定及びその指定の変更（訓令第5条関係）

（1）受刑態度の評価

ア 訓令第5条各号に掲げる事項の評価は、別紙に定める基準に従い点数に換算し、評価期間中の合計点により行うものとする。

イ 略

ウ 略

（2）優遇区分の指定等

ア 評価期間の初日から末日まで継続して刑事収容施設において刑の執行を受けている受刑者の優遇区分の指定は、上記（1）の評価の結果に従い、次の（ア）から（オ）までに掲げる優遇区分に、当該（ア）から（オ）までに規定する者を選定すること。

（ア）第1類 上記（1）による合計点が12点以上の者

（イ）第2類 上記（1）による合計点が6点から11点までの者

（ウ）第3類 上記（1）による合計点が0点から5点までの者

（エ）第4類 上記（1）による合計点が－4点から－1点までの者

（オ）第5類 上記（1）による合計点が－5点以下の者

【同別紙】

別紙 優遇措置評価基準表

1 加点基準

評価事項	点数	5点	3点	2点	1点
日常生活等の態度	—		① 懲罰を科されていない期間が各施設の定める期間を超えている者について、評価期間中、懲罰を科されないまま経過（各施設において定める基準に応じて、1点～3点の点数を付与する。）		
		② 当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、5月（5回）以上がa評価	③ 当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、4月（4回）がa評価	④ 当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、3月（3回）がa評価	⑤ 当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、2月（2回）がa評価
賞罰の状況	—	⑥ 法第149条の規定により褒賞を受けたこと（事案に応じて、5点又は3点の点数を付与する。）		⑦ 施設内の運用による表彰等を受けたこと（事案に応じて、2点又は1点の点数を付与する。）	
作業への取組状況	—		⑧ 当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、5月（5回）以上がa評価	⑨ 当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、4月（4回）がa評価	⑩ 当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、3月（3回）がa評価
各種指導への取組状況	—		⑪ 当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、5月（5回）以上がa評価	⑫ 当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、4月（4回）がa評価	⑬ 当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、3月（3回）がa評価
資格の取得状況	—		⑭ 法第30条の目的を達成する上において有用かつ取得が困難と認められる資格を取得	⑮ 法第30条の目的を達成する上において有用な資格を取得	—

- 注1 ①の「懲罰を科されていない期間」とは、当該評価期間の初日において経過していることを要すること。
- 2 ②、③、④及び⑤については、通達記2の(1)イに係る成績評価によること（具体的には、生活評価カードの総合評価欄に記載された各評価結果による。）
- 3 ⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬については、処遇要領に係る矯正処遇の成績評価によること（具体的には、矯正処遇成績評価票に記載された各評価結果による。）
- 4 ⑪、⑫及び⑬については、一般改善指導以外の各種指導（特別改善指導、教科指導等）を受講している受刑者の評価方法は、当該月において、いずれか（一般改善指導を含む。）の指導がa評価であり、かつ、他の指導にc評価がなければ、a評価とすること。
- 5 ⑭に該当する資格としては、例えば、簿記1・2級、基本情報技術者試験、理容師・美容師、珠算検定1級その他これに準ずる資格が該当すること。

この冊子の9ページ目から10ページ目までの2ページについて、修正が行われます。